

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 28 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支払)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 次条から第 5 条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第 9 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支払)</p> <p>第 2 条の 2 [略]</p> <p>2 次条及び第 6 条の 5 の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第 9 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>(一般の退職手当)</u></p> <p>第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p>
<p>(普通退職の場合の退職手当)</p> <p>第 3 条 次条又は第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第 3 条 次条又は第 5 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110</p> <p>(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160</p> <p>(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120</p>
<p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項に規定する障害</p>	<p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第 2 項に規定する障害</p>

等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
 - (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80
- (長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年岩手県条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) [略]
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。))により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年岩手県条例第5号。以下「定年条例」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) [略]
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。))により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 31年以上の期間については、1年につき100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

3 第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額（給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の合計額をいう。）に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 第1項及び前項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から1年内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年内に退職した場合においては、適用しない。

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) [略]

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第7条の2第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第7条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第7条の2第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第7条の2第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第7条の2第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第7条の2第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第7条の2第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第7条の2第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 前条第1項の規定に該当する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>読み替える規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>
<u>第5条第1項</u>	<u>退職日給料月額</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第5条の2第1項第1号</u>	<u>及び特定減額前給料月額</u>	<u>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第5条の2第1項第2号</u>	<u>退職日給料月額に、</u>	<u>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、</u>
<u>第5条の2第1項第2号イ</u>	<u>前号に掲げる額</u>	<u>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u>

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の3 [略]

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 [略]

(勸奨の要件)

第5条の4 [略]

(退職手当の最高限度額)

第6条 第3条から第5条の2までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勸奨の要件)

第5条の5 [略]

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の

	<u>同項第2号イ</u>	<u>第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ</u>
	<u>同項の</u>	<u>同条の規定により読み替えて適用する同項の</u>
<u>第6条の2第1号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
<u>第6条の2第2号</u>	<u>特定減額前給料月額</u>	<u>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>第5条の2第1項第2号イ</u>	<u>第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ</u>
	<u>及び退職日給料月額</u>	<u>並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</u>
	<u>当該割合</u>	<u>当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合</u>

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法

第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及び職員（規則で定める職員に限る。以下この項において同じ。）を県以外の者が県と共同して行う研究又は県の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事させるための休職（当該職員の当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして規則で定める要件に該当する場合の休職に限り、当該職員が県以外の者からこの条例の規定による退職手当に相当する給与として規則で定めるものの支払を受けた場合の休職を除く。）を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

（1） 第1号区分 54,150円

（2） 第2号区分 50,000円

（3） 第3号区分 45,850円

（4） 第4号区分 41,700円

（5） 第5号区分 33,350円

（6） 第6号区分 25,000円

(7) 第7号区分 20,850円

(8) 第8号区分 16,700円

(9) 第9号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当並びにこ

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及び職員（規則で定める職員に限る。以下この項において同じ。）を県以外の者が県と共同して行う研究又は県の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事させるための休職（当該職員の当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして規則で定める要件に該当する場合の休職に限り、当該職員が県以外の者からこの条例の規定による退職手当に相当する給与として規則で定めるものの支払を受けた場合の休職を除く。）を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

れらに対する地域手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前4項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。第2号及び第13条において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) [略]

6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合においては1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、第5条第3項又は第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第10条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。第2号及び第13条において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) [略]

6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。））、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合においては1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

9 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第8条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が<u>在職期間</u>(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め)</p> <p>第12条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の<u>在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の<u>在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に</p>	<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第8条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、<u>支給しない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、<u>支給しない。</u></p> <p>(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの</p> <p>(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの</p> <p>3 [略]</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が<u>基礎在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。</p> <p>(退職手当の支給の一時差止め)</p> <p>第12条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の<u>基礎在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の<u>基礎在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に</p>
--	--

<p>明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者がその者の<u>在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～11 [略]</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が<u>在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 前項に規定する職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>第3条から第5条の2まで、第6条及び職員</u>の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岩手県条例第49号。以下「<u>条例第49号</u>」という。)による改正前の第7条の2第2項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が<u>第3条から第5条の2まで及び第6条、職員等</u>の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年岩手県条例第44号)附則第3項並びに<u>条例第49号附則第5項から附則第8項</u>までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、第3条から<u>第5条の2</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p>	<p>的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者がその者の<u>基礎在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合</p> <p>6～11 [略]</p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が<u>基礎在職期間</u>中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 前項に規定する職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>第2条の3から第5条の3</u>まで、<u>第6条から第6条の5</u>まで及び職員^の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岩手県条例第49号。以下「<u>条例第49号</u>」という。)による改正前の第7条の2第2項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) その者が<u>第2条の3から第5条の3</u>まで及び<u>第6条から第6条の5</u>まで、職員等^の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年岩手県条例第44号)附則第3項並びに<u>条例第49号附則第5項から附則第8項</u>までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者(条例第49号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の<u>基本額</u>は、第3条から<u>第5条の3</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</p>
---	--

<p>17 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>17 当分の間、36年の期間勤続して退職した者（条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>18 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第49号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>18 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第49号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
<p>19～21 [略]</p>	<p>19～21 [略]</p>
<p>22 前3項の規定の適用を受ける者については、第5条の2の規定は、適用しない。</p>	<p>22 前3項の規定の適用を受ける者については、第5条の3の規定は、適用しない。</p>
<p>23～25 [略]</p>	<p>23～25 [略]</p> <p>26 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項まで、附則第7条の規定による改正前の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年岩手県条例第44号。以下この条及び次条において「条例第44号」という。）附則第3項、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号。以下この条及び次条において「条例第61

号」という。) 附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項から第19項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第44号附則第3項、附則第8条の規定による改正後の条例第49号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第61号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項まで、附則第7条の規定による改正前の条例第44号附則第3項、附則第8条の規定による改正前の条例第49号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の条例第61号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間(新条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第 号)附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

第5条 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

(規則への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年岩手県条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 昭和37年11月30日に現に在職する職員（この条例による改正前の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第10項に規定する職員に対する第1号及び第3号の規定の適用については、旧条例附則第19項に規定する職員）が、同年12月1日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>新条例第3条から第5条まで及び第6条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新条例第6条の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例<u>第6条</u>の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</p> <p>4～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 昭和37年11月30日に現に在職する職員（この条例による改正前の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第10項に規定する職員に対する第1号及び第3号の規定の適用については、旧条例附則第19項に規定する職員）が、同年12月1日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、<u>新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新条例第6条<u>又は第6条の2</u>の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例<u>第2条の3、第3条、第5条から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額</u></p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条<u>（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）</u>若しくは第5条又は職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第4条若しくは第5条又は職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和33年岩手県条例第44号。以下「特例条例」という。)第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤</p>

33年岩手県条例第44号。以下「特例条例」という。)第3条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(特例条例第3条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の額は、新条例第4条及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の額は、新条例第5条及び第5条の2並びに37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 37年条例第44号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき37年条例第44号による改正前の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～13 [略]

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条例第44号附則第

続期間が20年以上35年以下(特例条例第3条の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び37年条例第44号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 37年条例第44号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき37年条例第44号による改正前の職員等の退職手当の暫定措置に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～13 [略]

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び37年条

<p>3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>15～40 [略]</p>	<p>例第44号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、37年条例第44号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>15～40 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 退職手当条例第7条第4項の規定は、一般の派遣職員の派遣の期間については、適用しない。</p>	<p>(一般の派遣職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例</p>	<p>第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例</p>

<p>第40号) 第7条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、<u>同項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p>	<p>第40号) <u>第6条の4第1項及び第7条第4項</u>の規定の適用については、育児休業をした期間は、<u>同条例第6条の4第1項</u>に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の出職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公益法人等への職員の出職等に関する条例の一部改正)

第12条 公益法人等への職員の出職等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の出職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員出職後職務に復帰した職員が出職した場合(出職職員がその職員出職の期間中に退職した場合を含む。)における職員の出職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号。以下「出職手当条例」という。)の規定の適用については、出職先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は出職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び<u>第7条第4項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は出職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び<u>第7条第4項</u>に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 出職手当条例第7条第4項の規定は、出職職員の職員出職の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)については、適用しない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(採用された職員に関する職員の出職手当に関する条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員が出職した場合における出職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は出職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び<u>第7条第4項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災</p>	<p>(職務に復帰した職員等に関する職員の出職手当に関する条例の特例)</p> <p>第7条 職員出職後職務に復帰した職員が出職した場合(出職職員がその職員出職の期間中に退職した場合を含む。)における職員の出職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号。以下「出職手当条例」という。)の規定の適用については、出職先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は出職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び<u>第6条の4第1項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は出職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び<u>第6条の4第1項</u>に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>2 出職職員に関する出職手当条例第6条の4第1項及び<u>第7条第4項</u>の規定の適用については、職員出職の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、出職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(採用された職員に関する職員の出職手当に関する条例の特例)</p> <p>第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員が出職した場合における出職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は出職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び<u>第6条の4第1項</u>に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働</p>

害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は 職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4項 に規定する通勤による傷病とみなす。	者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病 は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の <u>4第1項</u> に規定する通勤による傷病とみなす。
備考 改正部分は、下線の部分である。	